

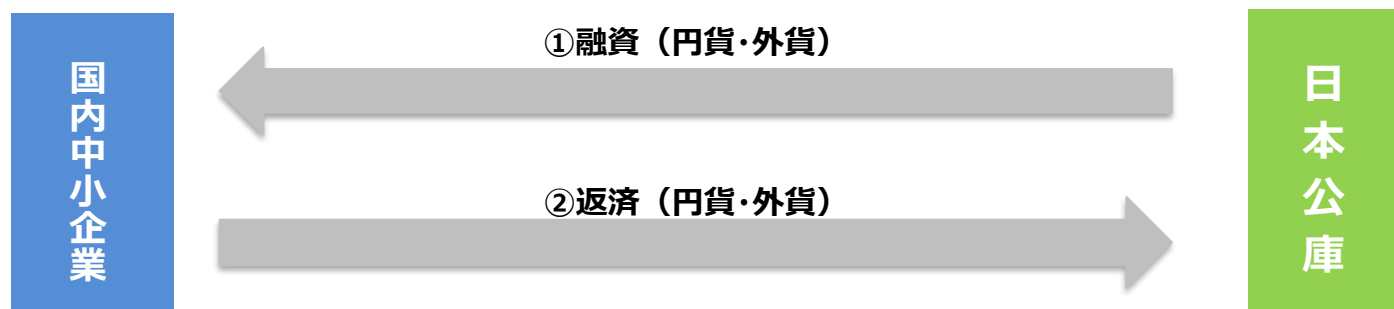
1 海外事業に伴う国内中小企業での資金調達【海外展開・事業再編資金】

【本制度の特徴】

➤ 海外事業を実施するにあたり、国内中小企業が必要とする資金への対応が可能

- 製商品の輸出や海外企業への生産委託に伴う在庫資金
- 海外での事業展開のための事前調査や手続きに必要な資金
- 海外の法人企業に対する設備の貸与資金 など

◆スキーム図



◆海外展開・事業再編資金の概要

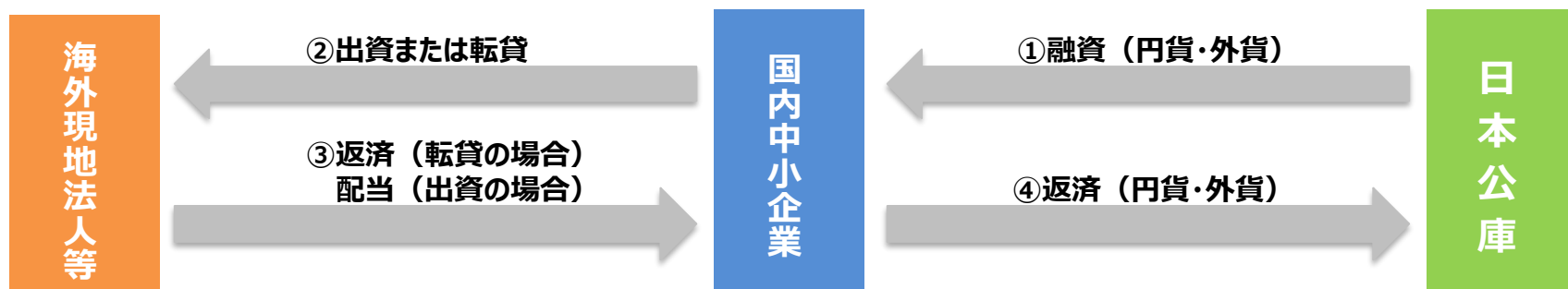
	円貨	外貨（米ドル）
貸付対象	経済の構造的変化等に適応するために海外の地域における事業の開始、海外展開事業の再編等を行う方	
貸付限度額	14億4,000万円（うち運転資金9億6,000万円）	
貸付期間	設備資金20年以内（うち据置期間2年以内） 運転資金 7年以内（うち据置期間2年以内）	設備資金15年以内（うち据置期間2年以内） 運転資金 7年以内（うち据置期間2年以内）
貸付金利	基準利率、特別利率①、特別利率②	円貨の利率に一定の利率が加算されます

2 海外事業に伴う海外現地法人等での資金調達①【海外展開・事業再編資金（転貸・出資）】

【本制度の特徴】

- 海外事業を実施するにあたり、海外現地法人が必要とする資金（親子ローン等）への対応が可能
 - ・ 海外現地法人設立に係る資金
 - ・ 海外現地法人の設備投資に係る資金 など

◆スキーム図



◆海外展開・事業再編資金（転貸・出資）の概要

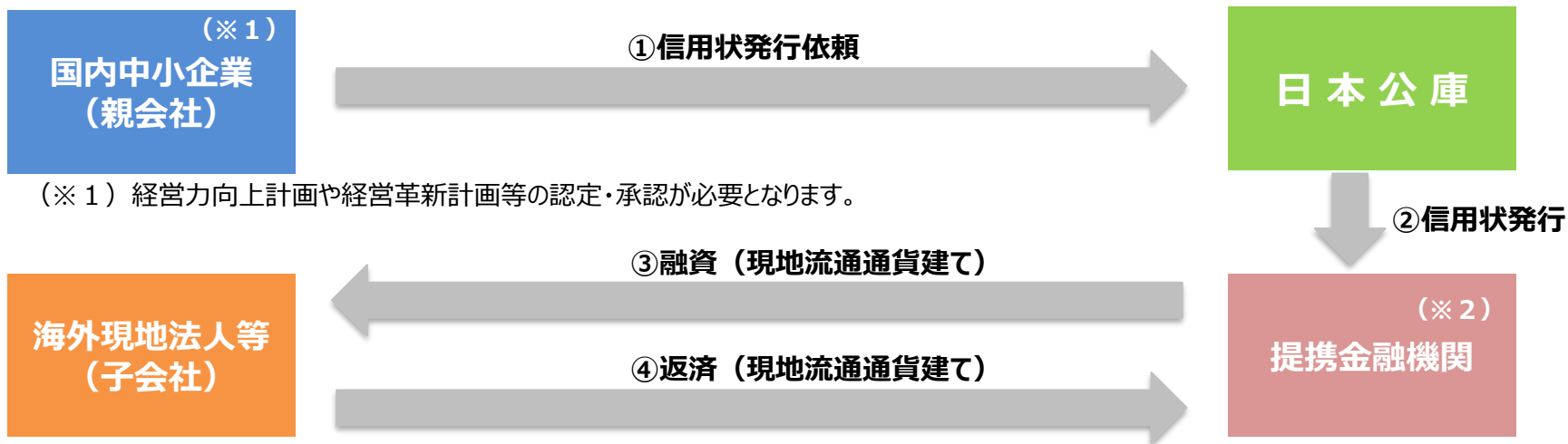
	円貨	外貨（米ドル）
貸付対象	経済の構造的変化等に適応するために海外の地域における事業の開始、海外展開事業の再編等を行う方	
貸付限度額	14億4,000万円（うち運転資金9億6,000万円）	
貸付期間	設備資金20年以内（うち据置期間2年以内※1） 運転資金 7年以内※2（うち据置期間2年以内※1）	設備資金15年以内（うち据置期間2年以内※1） 運転資金 7年以内※2（うち据置期間2年以内※1）
	※1 転貸資金であって、特に必要な場合は、据置期間5年以内 ※2 転貸資金であって、特に必要な場合は、貸付期間10年以内	
貸付金利	基準利率、特別利率①、特別利率②	円貨の利率に一定の利率が加算されます

3 海外事業に伴う海外現地法人等での資金調達②【スタンドバイ・クレジット（SBLC）】

【本制度の特徴】

- 日本公庫の信用状を担保とすることで、海外の提携金融機関から円滑に資金調達することが可能
- 海外現地法人が現地流通通貨建てで借入を行うことで為替リスクを回避することが可能

◆スキーム図



◆SBLC制度の概要

(※2) アジアを中心に、11の国と地域の15行

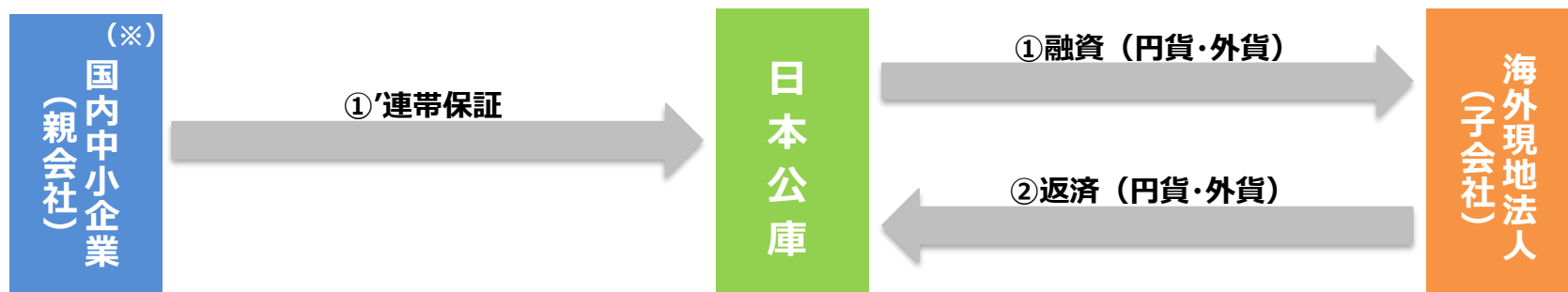
補償対象	海外の構造的変化等に適応するために中小企業等（国内親会社）と共同で経営力向上や経営革新等に取り組む海外現地法人等
補償限度額	1法人あたり 4億5,000万円
信用状有効期間	1年以上6年以内（融資期間1年以上5年以内）
補償料率	信用リスク・信用状有効期間等に応じて所定の料率が適用

4 海外事業に伴う海外現地法人等での資金調達③【クロスボーダーローン】

【本制度の特徴】

- 海外現地法人が、日本公庫から直接資金調達することで親会社のバランスシートがスリム化
- 設備資金は最長20年、運転資金は最長7年で長期の安定資金として利用可能

◆スキーム図



(※) 経営力向上計画や経営革新計画等の認定・承認が必要となります。

◆海外展開・事業再編資金(クロスボーダーローン)の概要

	円貨	外貨(米ドル)
貸付対象	海外の構造的変化等に適応するために中小企業等(国内親会社)と共同で経営力向上や経営革新等に取り組む海外現地法人	
貸付対象国・地域	タイ、ベトナム、香港、シンガポール、フィリピン	
貸付限度額	海外現地法人1社あたり14億4,000万円(うち運転資金9億6,000万円)	
貸付期間	設備資金20年以内(うち据置期間2年以内) 運転資金7年以内(うち据置期間2年以内)	設備資金15年以内(うち据置期間2年以内) 運転資金7年以内(うち据置期間2年以内)
貸付金利	基準利率、特別利率③	円貨の利率に一定の利率が加算されます